



広報

まっかり



今年も
よろしくお願ひいたします



笑顔でつなぐ
うるおいあふれる村
まっかり



- 発行／北海道虻田郡真狩村
〒048-1631
北海道虻田郡真狩村字真狩 118 番地
TEL 0136-45-2121(代) FAX 0136-45-3162
<https://www.vill.makkari.lg.jp>
- 編集／企画情報課企画情報係
- 令和4年1月1日発行



「笑顔でつなぐ うるおいあふれる村 まっかり」の実現に向けて

真狩村長 岩原 清一

新年明けましておめでとう
ございます。

皆様におかれましては、心
新たに輝かしい新春をお迎え
のこととお慶び申し上げます。
また、日頃より村政にお
寄せいただいておりますご支
援とご協力に対し、心から感
謝を申し上げます。

昨年は東京2020オリン
ピック・パラリンピックが、
コロナ禍で大会史上初めて無
観客で開催されました。モニ
ター越しの「静かで熱い」心
援となりましたが、トップア
スリートたちの笑顔と涙、力
強いメッセージは、鬱屈とし
た世界中に感動と勇気を届
け、「多様性と調和」への認
識と尊重の念を強く胸に刻む
大会になりました。

一方、村ではコロナ対策本
部や協議会を開催し、必要に
応じた公共施設の閉鎖や利用
制限、行事等の中止・縮小な
ど感染防止策の徹底に努めて
きました。また、厳しい状況
の中でも感染リスクの低減に
努力する飲食店・中小企業の
皆さんに村独自の支援金給付
やプレミアム商品券の発行な
ど地域経済の浮揚策を実施し
ました。

更に、教育現場への感染対
策費用確保と保育所の環境整
備として乳幼児室の増改築を
進めると共に、子育て世帯へ
の支援事業として真狩を離れ
進学した大学生たちに地元特
産品を届けるふるさとエール
便なども実施してきました。

北海道では「100年に一
度」とされる干ばつと猛暑が
農作物に深刻な被害をもたら
しました。更に、原油価格の
高騰は生産費用の値上げを招
き、農業経営に大きな影響を
与えています。加えてコロナ
禍による外食産業の消費低迷
から、価格下落など農家の皆
様にとって大変厳しい状況と
なっています。村では農家の
皆様の事業継続を応援するた
め、農業経営持続支援給付金
を独自に支給いたします。

コロナ感染者数は減少傾向
にありますが、新たな変異株
が確認されており、村として
は、関係機関とも連携し、村
民皆様の生活の支援、経済対
策等に全力を尽くしながら、
感染拡大防止策に努めてまい
ります。

本年は、道営水利施設等高
度化事業（畑地帯総合整備）
の工事に着手いたします。農

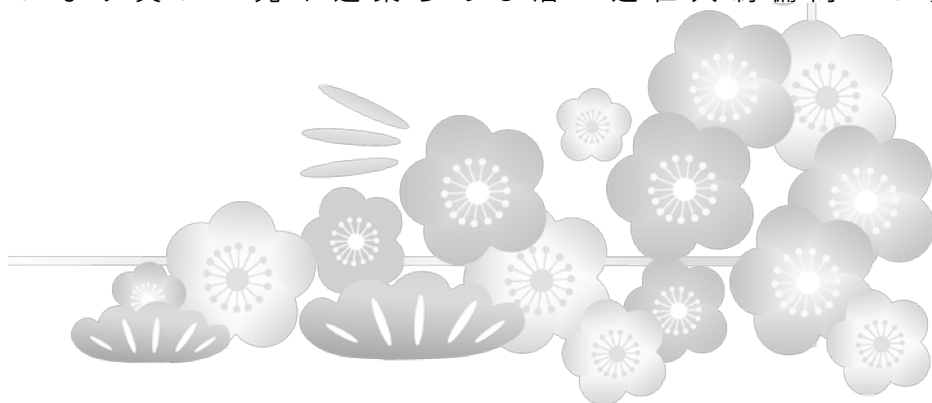
業経営の礎となる基盤整備で
すので、国・道への要望に努
めながら予算確保を行ってい
きます。

また、人口減少は大きな問
題であり新しい住環境の整備
が求められています。所得制
限のため現状、公営住宅に入
居できない共働き・子育て世
帯などの定住促進へ向け、道
営住宅購入を計画します。

また、村有空閑地の有効活
用のため、民間資金を活用し
た宅地造成事業の検討を進め
てまいります。真狩村だから
できるライフスタイルを提案
し、魅力ある住環境整備を進
め、移住・定住者の拡大とワー
ケーションを取り入れた観光
事業の創出を目指します。

「笑顔でつなぐ うるおい
あふれる村 まっかり」の実
現に向けて取り組んでまいり
ますので、村民の皆様のご理
解とご協力をお願いいたし
ます。

結びになりますが、本年が
皆様お一人おひとりととつ
て、実り多き素晴らしい一年
となりますよう、心からお祈
り申し上げます、新年の挨拶とさ
せていただきます。





新たな飛躍の年へ

真狩村議会議長 向井 忠幸

新年明けましておめでとう
ございます。

皆様には、清清しく希望に
満ちた新春をお迎えのことと
お慶び申し上げます。

また、平素より村政、議会
運営に格別なご理解とご協
力、そしてご支援を賜り、厚
くお礼申し上げます。

昨年を振り返りますと、コ
ロナ禍の中で、2年続けて産
業祭りなど集まる機会がなく
なり、寂しい年となりました。

それでも、ワクチン効果と各
人の高いコロナ対策意識によ
り、感染も減少傾向にあり、
徐々に以前の生活を取り戻し
つつあると感じています。今
年も更にコロナ対策を施しな
がら、各種事業が実施され、
より一層の人流の活発化と経
済の活性化を願うものです。

そして、1年遅れで東京オ
リンピック・パラリンピック
が無観客で開催されました。
日本はオリンピックで史上最
多の58個、パラリンピックで
は史上2番目の51個のメダル
を獲得し、選手の活躍に多く
の感動をいただきました。

また、日本ハムファイター
ズから大リーグへ渡った大谷
選手の活躍にも目が離せず、

MVPの獲得には元氣と希望
をいただきました。

7月には梅雨前線の影響を
受け、局地的な大雨による土
砂・浸水災害が日本各地で発
生しました。一方、道内では
高温・干ばつが続いたことで

本村農業にも打撃を受け、大
きく減収した作物もあったと
伺っております。今年は、天
候に恵まれ、実りある収穫、
そして、価格の高値・安定と
なるよう願っております。

今年、寅年の中でも60年
に一度の「壬（みずのえ）虎
（とら）」にあたる年とされ、
「新しく立ち上がること」や
「生まれたものが成長するこ
と」という意味を持つこのこ
とです。

国政では、昨年発足した岸
田内閣が、成長と分配の好循
環を目指す「新しい資本主義」
の実現に向けて始動していま
す。

道内では、北海道日本ハム
ファイターズの新監督に新庄
剛志氏が就任され、日本中か
ら脚光を浴び、北海道に活気
をもたらすものと、大きな期
待を抱いております。

村内では、新たな指定管理
者による真狩フラワーセン

ターの運営が開始される予定
であり、御保内へき地保育所
と認定こども園まっかり保育
所が統合され、新たなスター
トを切ります。

本村において様々な課題が
山積している中、議会として、
村民の皆様の意見や要望を反
映させながら監視と提案を強
化し、住んで良かったと思え
るまちづくりの実現に向け、
鋭意努力してまいる所存で
す。

結びに、真狩村の更なる発
展と、皆様にとりまして実り
ある飛躍の年となりますよう
ご祈念申し上げます、年頭のご挨拶
といたします。

真狩村の「4つの財務書類（令和元年度）」を公表します



貸借対照表は会計年度末時点において、村の資産と、その資産をどのような財源（負債・純資産）で賄ってきたかを一目で分かるようにしたものです。左側に資産を表示し、右側に負債及び資産と負債の差額である純資産を計上しています。

この財務書類は真狩村普通（一般）会計です。

※表中、表示単位未満は四捨五入のため合計が一致しない箇所があります。

資産の部（これまで積み上げてきた資産）				負債の部（将来世代が負担する金額）		
1 固定資産	有形固定資産	(1) 事業用資産 庁舎、学校、保育所、会館など	46 億 40 百万円	1 固定負債	(1) 地方債等	24 億 76 百万円
		(2) インフラ資産 道路、公園、上下水道など	55 億 40 百万円		(2) 長期未払金	—
		(3) 物品 公用車、除雪機械など	43 百万円		(3) 退職手当引当金	13 百万円
	無形固定資産	(1) ソフトウェア	6 百万円		(4) 損失補償等引当金等	—
		(2) その他	—		(5) その他	—
	投資その他の資産	(1) 投資及び出資金	49 百万円	2 流動負債	(1) 1年以内返還予定地方債等	2 億 93 百万円
		(2) 長期延滞債権	—		(2) 未払金	—
		(3) 長期貸付金	18 百万円		(3) 未払費用	—
		(4) 基金 財成調整基金を除く	6 億 98 百万円		(4) 賞与等引当金	40 百万円
	2 流動資産	(1) 現金預金 資金 歳計外現金	98 百万円 91 百万円 7 百万円		(5) 預り金	7 百万円
(2) 未収金		7 百万円	(6) その他		2 百万円	
(3) 財政調整基金		1 億 85 百万円	負債合計	28 億 31 百万円		
資産合計				純資産の部（現在までの世代が負担した金額）		
				純資産合計		84 億 53 百万円
				負債及び純資産合計		112 億 84 百万円



現金の流れを示すものです。その収支を性質に応じて区分して表示することで、村がどのような活動に資金を必要としているかを表示します。

期首資産残高		64 百万円
当期資金収支		27 百万円
1	業務活動収支 (税収、国庫支出金、人件費など)	△ 11 百万円
2	投資活動収支 (公共資産整備支出、国道補助など)	1 億 46 百万円
3	財政活動収支 (公債借入及び償還金など)	△ 1 億 09 百万円
期末資金残高		91 百万円



村の純資産（資産から負債を引いた残り）が令和元年度中にどのように増減したかを明らかにするものです。総額としての純資産の変動に加え、それがどのような財源や要因で増減したかの情報を表示します。

期首純資産残高		90 億 25 百万円
当期変動高		△ 5 億 73 百万円
財源の使途 (純経常行政コストほか)		△ 25 億 45 百万円
財源調達 (村税、地方交付税、国・道補助金)		19 億 73 百万円
固定資産等の変動 (内部変動)		—
期末純資産残高		84 億 53 百万円

村民の皆さんに村の財政状況をよりよく理解していただくため、国が推奨している「新地方公会計制度」に基づいて、普通会計、特別会計を含めた単体ベース、一部事務組合などの関連団体も含めた連結ベースの4つの財務書類を作成しました。財務書類の概要については下記のとおりです。

- ・貸借対照表 → 略称：B S (Balance Sheet)
基準日時点における財政状態（資産・負債・純資産の残高および内訳を表示したもの。）
- ・行政コスト計算書（損益計算書） → 略称：P L (Profit and Loss statement)
一会計期間中の費用・収益の取引高を表示したもの。（現金収支を伴わない減価償却費等も費用として計上。）
- ・純資産変動計算書（株式資本等変動計算書） → 略称：N W (Net Worth statement)
一会計期間中の純資産（及びその内部構成）の変動を表示したもの。
- ・資金収支計算書（キャッシュ・フロー計算書） → 略称：C F (Cash Flow statement)
一会計期間中の現金の受払いを3つの区分で表示したもの。

真狩村の資産と負債の状況 2つのポイント

- ①村民1人当たりの資産と公債残高
資産 = 552 万円、公債 = 138 万円
- ②道路や公園など、今までの世代で負担済分
純資産比率【純資産 / 総資産】…… 74.9%（純資産比率）
社会資本に対する、現在までの世代がすでに負担している割合（社会資本形成の世代間比率）

純資産比率の平均的な値は60～70%であり、すでに整備済みの資産（純資産）比率がやや高く、将来世代の負担が少し低くなっています。

* 真狩村の令和元年度財政運営の総括

- ①業務活動収支 11 百万円のマイナス
- ②投資活動収支 1 億 4 6 百万円（基金積立、資産形成）
- ③財務活動収支 △ 1 億 0 9 百万円（将来世代の負担の軽減）



財政運営状況	
期首資産残高	64 百万円
当期資金収支	27 百万円
期末資金残高	91 百万円

行政コスト 計算書 (P L)

村の経常的な活動に伴うコストと使用料・手数料等の収入を示すものです。従来の官庁会計では捕捉できなかった減価償却費など非現金コストについても計上しています。経常費用合計から経常収益合計を差引いたものが当該年度の純経常行政コストとなります。（臨時的損失は加算し、臨時利益は減算します。）

経常費用	27 億 55 百万円
1 人にかかるコスト (人件費、退職手当引当金繰入など)	6 億 60 百万円
2 物にかかるコスト (物件費、減価償却費、維持補修費、その他)	12 億 73 百万円
3 移転支出的なコスト (他会計への支出、社会保障給付、補助金等移転支出など)	7 億 77 百万円
4 その他のコスト (公債費など)	45 百万円
経常収益	1 億 99 百万円
使用料・手数料等	1 億 08 百万円
臨時利益	11 百万円
純経常行政コスト (経常費用 - 経常収益 + 臨時損失 - 臨時利益)	25 億 45 百万円

●法で公表が義務付けられている4つの普通会計の財政健全化判断比率（R元決算）

	真狩村	早期健全化基準
実質赤字比率 (%)	0.0	15.0
連結実質赤字比率 (%)	0.0	20.0
実質公債費比率 (%)	11.2	25.0
将来負担比率 (%)	85.1	350.0

税務課からのお知らせ

住民の皆様へ

■住民税申告について

(申告期限は)

令和4年3月15日(火)まで

①住民税申告の重要性

住民税申告は、税額の算定に必要な所得、控除額及びその他の事項を記載した申告書の提出が義務付けられ、それらの内容をもとに住民税計算を実施しています。

②(注意!) 公的年金等を受給されている方の確定申告不要制度について

公的年金等を受給されている方で、公的年金収入金額(複数ある場合は合計額)が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、所得税及び復興税の確定申告が不要となりますが、**住民税申告は必要となりますので、申告にご協力ください。**

③各種証明書の交付

医療・福祉制度や公営住宅入居申請等に必要となる所得証明書、課税証明書、非課税

証明書などの交付を受ける予定のある方は、住民税申告が必要となります。(未申告の場合は、証明書の交付を受けることができない場合があります) ※確定申告、職場での年末調整を行っている方は、住民税申告は必要ありません。

住民税申告に必要な書類

①令和3年中の収入を証明できるもの(給与所得の源泉徴収票、給与明細など)
②令和3年中の所得控除金額を証明できるもの(証明書、領収書など)

事業主(法人・自営業・農家)の皆様へ

■法定調書の提出について

(提出期限は)

令和4年1月31日(月)まで

令和3年中に給与・賃金などを支払った事業主の方は、

支払先の住所、氏名、支払金額等を記載した書類(法定調書)を期日までに俱知安税務署へ提出することになります。

■給与支払報告書の提出について
(提出期限は)

令和4年1月31日(月)まで

令和3年中に給与・賃金等を支払った事業主の方は、すべての受給者(アルバイト等含む)について、「給与支払報告書(個人別明細書)」を作成し、別様の「給与支払報告書(総括表)」を添え期日までに受給者の所在市町村に提出してください。

また、複写で作成される最後の頁の「給与所得の源泉徴収票」を受給者へ直接交付してください。

国税務課 ☎45・3611

税務署からのお知らせ

確定申告について

令和3年分所得税の確定申告の受付が2月16日から始まります。(還付申告は1月から税務署で受付しています)

所得税の確定申告の受付は3月15日まで、消費税及び地方消費税(個人事業者)の確定申告の受付は3月31日までです。

確定申告書は、「前年の申

告書控え」や「確定申告の手引き」などを参考に自分で作成し、お早めに提出してください。

詳しくは、俱知安税務署 個人課税部門(☎0136・22・1192)へお尋ねください。

※税務署の閉庁日(土日祝日等)は、税務署での確定申告の受付は行っておりません。

※確定申告の際は、マイナンバーのわかる書類(通知カード、マイナンバーカード等)を必ず持参してください。

※三密を避けるため、受付時に整理券を配付しています。

便利なe-Taxをぜひご利用ください!

e-Taxは、スマートフォン・パソコンがあれば、税務署に出かけることなく、国税に関する申告や納税、申請届出などの手続きを自宅から行うことができます。(※スマートフォンでの申告は一部制限あり)
詳しくは、e-Taxホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)をご覧ください。



1月は税金の第4期の納期です

令和4年1月25日(火)までに納めてください

対象となる税は

住民税・固定資産税
国民健康保険税 です

※次の事項にご留意ください。

①一般の窓口納付の方は、納税通知書を必ず持参のうえ、役場出納室または納税通知書に記載されている金融機関で納付してください。

②口座振替の方は、振替日(1月25日)の前日までに残高の確認をお願いします。

★納税には便利な口座振替をご利用ください。(役場税務課窓口で手続きができます)



御保内へき地保育所閉所式典 ～ 56年の歴史に幕

御保内地区の子育て拠点として数多くの子どもたちを見守ってきた「御保内へき地保育所」が11月30日に閉所し、最後の卒園児を送り出しました。

御保内へき地保育所は、農繁期の保護者の子育てを支援する季節保育所として昭和40年10月に設置され、毎年4月から11月末まで子どもたちの受け入れを行ってきました。

しかし近年は、働き方が変化し、共働き家庭の急激な増加と保育士不足により、低年齢児童（1～2歳児）の受け

入れが難しい状況となっており、全ての保護者が安心して子どもを預けられる施設環境の充実を図るため、「認定こども園まっかり保育所」での総合的な保育体制の確保を目指し、令和4年4月に統合することとなりました。

式典には、園児やその保護者、職員など約20名が出席。8名の子どもたちへの保育証書の授与、村長・保育所長・父母会長の挨拶、村から園児へ記念品の贈呈等がありました。

岩原村長は、「今日まで保育所を運営することが出来たのは、保護者の皆様、地区の皆様、御保内小学校をはじめとする関係機関の皆様のご支援の賜物であり、深く感謝申し上げます」とあいさつ。

原田直樹父母会長からは、「これまでお世話になった先生方、そして地域の皆さんに感謝します。私自身もこの保育所の卒園児であり、今回の閉所はとても寂しく残念に思いますが、子ども達がまっかり保育所でも毎日笑顔で過ごし、多くの友達との遊びの中で成長していくことを願っています」との話がありました。

式典後半では、園児によるリズム披露や、入所から現在までの様子をスライド写真で振り返り、保護者の方々は、子どもの成長をしみじみと感じている様子でした。

また、父母会から真狩高生が制作したケーキを贈られ、子どもたちは大喜びでした。式典の最後に、来年4月から統合となる「まっかり保育所」の4歳児がビデオ出演。御保内保育所の子どもたちへメッセージが贈られ、「みんなまで待ってるよ」の声掛けに、会場内は温かい雰囲気になりました。56年の歴史に幕を閉じました。



後期高齢者医療制度のお知らせ

～高額介護合算療養費及び医療費通知について～

■ 高額介護合算療養費について



医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療制度及び介護保険から支給されます。なお、手続きには市区町村窓口への申請が必要となります。

※後期高齢者医療制度又は介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。

※支給額が500円以下の場合には支給されません。

◆自己負担限度額表 【1年分の自己負担額の計算期間：8月1日～翌年7月31日】

負担割合	区分	自己負担額の合計の基準額
3割	現役並み所得者	【課税所得 690万円以上】 212万円
		【課税所得 380万円以上】 141万円
		【課税所得 145万円以上】 67万円
1割	一般（※3）	56万円
	住民税 区分Ⅱ（※1）	31万円
	非課税世帯 区分Ⅰ（※2）	19万円

※1 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方。

※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下）、又は老齢福祉年金を受給している方。

※3 令和4年10月1日より「2割」の負担割合が新設されます。

医療費助成のお知らせ

～真狩村では、次の区分に該当する方の医療費を助成しています～

区分	重度心身障害者	ひとり親家庭等	乳幼児等
対象者 (次のいずれかに該当する方)	①身体障害者手帳の1級、2級又は3級（ただし、障害の種類による）に該当する方 ②療育手帳のAに該当する方 ③精神保健福祉手帳1級に該当する方 ④精神科の医師に重度の知的障害と診断された方	①「ひとり親家庭」とは、配偶者がいない「母」、「父」で、次のいずれかに該当する方 ・18歳未満の子を扶養又は監護している ・18歳以上20歳未満の子を扶養している ②「児童」は、次のいずれかに該当する方 ・①の「母」又は「父」に扶養若しくは監護されている18歳未満の児童 ・①の「母」又は「父」に扶養されている18歳以上20歳未満の児童	中学校卒業までの乳幼児及び児童
本人負担	①村民税課税世帯の方は1割負担 ②3歳未満の児童または村民税非課税世帯の方は、初診のみ次の負担となり、再診の負担はありません。 ・医科受診 580円 ・歯科受診 510円 ※ただし、精神保健福祉手帳1級の方は入院外の医療費のみ該当	①村民税課税世帯の方は1割負担 ②3歳未満の児童または村民税非課税世帯の方は、初診のみ次の負担となり、再診の負担はありません。 ・医科受診 580円 ・歯科受診 510円 ※ただし、「母」、「父」は入院時のみ該当	本人負担なし ※北海道外で受診した場合は、病院窓口で支払いの後、村へ請求することにより支給されます。

留意点 *真狩村に住所を有しており、かつ各健康保険に加入している方が対象になります。
(一部特例者を除く)

*重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成事業は、一定以上の所得がある世帯に属している場合は対象となりません。(乳幼児等医療費助成事業は、所得要件はありません。)

*健康保険適用外の負担は本事業の助成対象になりません。

*自立支援医療など他の公費負担制度の対象となる場合、他の公費負担制度が本制度より優先されますのでご注意ください。

お問合せ

住民課医療保険係 ☎ 0136-45-3612

要介護・要支援認定高齢者に対する税法上の障害者控除について

税法上の障害者控除の対象とされる高齢者は、身体障害者手帳や療育手帳等の交付を受けている方のほか、「寝たきり」あるいは身体障害者等に準ずる者として市町村長が認定した方とされています。

真狩村では、住民課介護係において、障害者控除対象者認定申請の受付及び交付を行います。この障害者控除対象者認定書を税申告の際に、税務署等の窓口へ提出いただきますと税法上の障害者控除が受けられます。

●認定申請のできる方

- ① 村内に住所を有する 65 歳以上の方。
 - ② 令和 4 年 1 月 1 日以前に要介護認定を受けている方又は認定申請中の方で、関係書類が既に提出されており、その障害が把握できる方。
- (①と②の両方の要件を満たしている方が申請できます。)

●認定の基準

- ① 障害者控除は、別表 1 の障害老人の日常生活自立度がランク A 以上又は別表 2 の認知症老人の日常生活自立度がランク II 以上の方。
- ② 特別障害者控除は、別表 1 の障害老人の日常生活自立度がランク C 以上又は別表 2 の認知症老人の日常生活自立度のランクが IV 以上の方。

◆認定は要介護認定の関係書類（主治医意見書及び訪問調査書）により行います。

◆該当すると思われる方は、役場住民課介護係（☎ 0136-45-3612）へ申請又はお問合せください。

■別表 1 障害老人の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準

生活自立	ランク J	何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する 1 交通機関等を利用して外出する 2 隣近所へなら外出する
準寝たきり	ランク A	屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない 1 介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する 2 外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている
寝たきり	ランク B	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ 1 車いすに移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う 2 介助により車いすに移乗する
	ランク C	一日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する 1 自力で寝返りをうつ 2 自力では寝返りも出来ない

■別表 2 認知症老人の日常生活自立度判定基準

ランク	判断基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している	
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる	
II a	家庭外で上記 II の状態が見られる	たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
II b	家庭内でも上記 II の状態が見られる	服薬管理ができない、電話の応対や訪問者との対応など一人で留守番ができない等
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする	
III a	日中を中心として上記 III の状態が見られる	着替、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。やたら物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
III b	夜間を中心として上記 III の状態が見られる	ランク III a に同じ
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする	ランク III a に同じ
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等



令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金について

国では、新型コロナウイルス感染症が長期化し、その影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、児童手当（本則給付（本則給付相当を含む））を受給する保護者等に、子ども1人につき10万円の給付金を一括支給します。

なお、対象者には以下のとおり書類を発送していますが、保護者と子どもの住所地が異なる場合、保護者の住所地で申請が必要（申請が不要の方を除く）になり、書類が届いていない方は下記までお問い合わせください。

詳細につきましては、広報折込チラシをご覧ください、下記までお問い合わせください。

■対象者

- ①申請が不要の方：児童手当受給者（公務員を除く）
12月6日に書類を発送し、12月24日に児童手当受給口座に振込
- ②申請が必要の方：(1)児童手当受給者（公務員）
(2)高校生相当（平成15年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた子ども）のみの保護者
(3)令和3年11月1日から令和4年3月31日までに生まれた子どもの保護者
- (1)(2)の方…12月17日に書類を発送し、申請書等を提出後、1月以降随時口座に振込
- (3)の方…出生届等と同時に申請し、随時口座に振込



住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について

国では、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方に速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等1世帯につき10万円の給付金を支給します。

詳細が決まり次第お知らせします。



令和3年度福祉灯油等助成事業について

村では、灯油価格等の高騰により生活への影響が大きい住民税非課税世帯のうち、高齢者世帯等に対し、暖房費用の一部を助成する福祉灯油等助成事業の申請を令和4年1月11日（火）から2月28日（月）まで受け付けします。

詳細につきましては、広報折込チラシ又は下記までお問い合わせください。

【対象者】

令和3年度住民税非課税世帯のうちいずれかに該当する世帯

- 65歳以上の方で構成する世帯（18歳以下の児童と同居する場合を含む）
- 身体障害者手帳（1・2級）、療育手帳又は精神保健福祉手帳の交付を受けている方がいる世帯
- ひとり親家庭等医療費受給世帯

お問合せ

住民課福祉係 ☎ 0136-45-3612



除雪についてのお願い

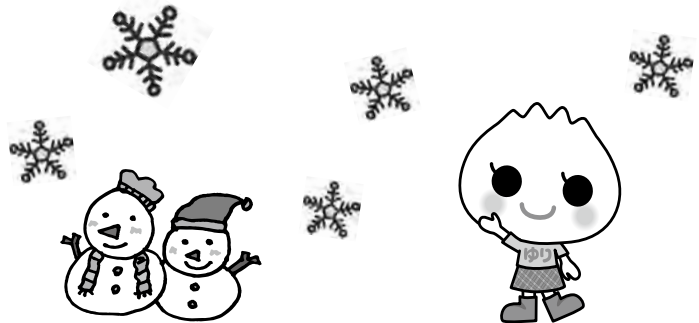
今年も雪の季節となりました。村では安全・安心な冬道対策として、万全の除雪体制をとって除雪作業を進めています。除雪作業をより効率的・効果的に行うため、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

村の除雪作業は、村が管理する道路（村道）、通路、駐車場等を、村の除雪車と委託業者の除雪車で実施しています。

除雪車の出動については、明け方の降雪量10センチが目安となります。雪質および雪が降り続けているときなどは、安全かつ効果的に作業を進めるため、すぐに出勤しない場合があります。

通常、前日の日中から夜間に降った雪の除雪作業は翌朝から実施し、通勤・通学時間までには除雪を終える体制をとっています。状況によっては間に合わない場合がありますので、ご理解をお願いします。

また、「吹雪、暴風雪警報・注意報の発令中および夜間」の除雪は、作業安全上、原則的には出勤しませんので、ご理解をお願いします。



村からのお願いです

●路上駐車はやめましょう

路上駐車は除雪作業の最大の障害となります。たった1台の駐車場で作業が遅れ、地域の皆さんに迷惑をかけることとなりますので、注意しましょう。

●早朝の除雪作業にご理解ください

朝の通勤・通学路等を確保するため、早朝の限られた時間内で除雪作業を行います。除雪車のエンジン音や振動等でご迷惑をおかけしますがご理解ください。

●むやみに道路へ雪を出さないでください

路上に除雪作業の支障となるような大量の雪が押し出されていたり、作業後の道路に再び雪が押し出されていたりすることがあります。作業後に雪を出すと、道路が凸凹になったり道幅が狭くなったり、緊急車両等の通行の支障となります。雪を捨てるときは、村指定の雪捨て場に運んでいただくようお願いいたします。

また、除雪作業中の車両に近づくとは大変危険ですので、除雪中の雪出しは絶対にしないようにしてください。

※雪捨て場 真狩村字光26番地4



老朽化に伴い、除雪車（ロータリー）を1台更新し、入魂式を行いました。

お問合せ

建設課管理係 ☎ 0136-45-3617



「北方領土の日」特別啓発期間について

我が国固有の領土である択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島からなる北方四島の早期返還の実現は、道民はもとより国民の長年にわたる悲願です。

北海道では、2月7日の「北方領土の日」を中心に1月21日から2月20日の1か月間を特別啓発期間として設定し、1日も早い北方領土問題解決のため、日々、署名運動や啓発活動に取り組んでいます。期間中は役場内に署名コーナーを設けますので、返還要求運動へのご理解とご協力をお願いします。

お問合せ

総務課総務係 (☎ 0136-45-3610)



令和3年度上半期(4～9月)観光施設等入込数は“37万7千人”

今年度4～9月の入込数は、前年度上半期と比較して、約8万2千人少ない、37万7千人となりました。

要因として、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、観光客が最も多くなる8月に観光客人口が増えていないこと、また、9月に出された緊急事態宣言によるキャンプ場などの施設の閉鎖で観光客が激減したことが挙げられます。

村では、今後も観光協会や商工会、道の駅と連携し、ポストコロナに向けた観光PR事業や関連イベントの支援などをおとして、観光客誘致に取り組めます。



真狩村勤労者福利厚生資金融資制度

真狩村在住の勤労者の生活の安定及び向上を図ることを目的に、生活や教育のための資金の融資を行います。詳細については、北海道労働金庫倶知安支店 (☎ 0136-22-0459)、または企画情報課商工観光係にお問合せください。

■対象者	村内在住の勤労者	■保証人	金融機関の規定に準じて行い、保証料は借入人本人負担
■融資使途	生活の安定及び向上に使用される生活資金	■融資金利	
■融資限度額		・生活資金	2.81%
・労金加入者	1人150万円以内	・教育資金	2.39%
・労金未加入者	1人100万円以内		
■担保	免除する	※保証料が別途必要になります。 ※金融機関の審査があります。	
■償還期間	5年以内		

お問合せ

企画情報課商工観光係 ☎ 0136-45-3613

なにを？

どこで？

役場のしごと～各課の仕事紹介



公民館に事務所があります



役場の仕事って、どこで何をしているかわからない。
そんなことはありませんか？

今月も、手続きの場所や制度、仕事内容などを部署ごとに紹介していきます。

お問い合わせや来庁時の参考にしてください。

第7回

教育委員会

☎ 0136-45-3336

教育委員会は職員 8 名、会計年度任用職員 2 名（※ 各学校及び公民館には会計年度任用職員及び委託職員、合わせて 22 名）で下記に関する事務・事業を行っています。

村には大きな図書館はありませんが、子どもたちの読書活動推進委員会やボランティアの皆さんのご協力により、読書推進が図られております。また、公民館内には調理室、和室などがありますのでサークル活動などにご利用ください。

教育次長 釜野 克己

- ・教科書に関すること
- ・学校に関すること
- ・教職員の福利厚生に関すること
- ・学校給食に関すること

社会教育係

係長 筒井
主事 小寺

- ・公民館など社会教育施設の管理運営に関すること
- ・社会教育関係団体に関すること
- ・社会教育に関すること
- ・文化財に関すること

学校教育係

係長 渡辺



教育アドバイザー

橋本

- ・児童生徒・教職員の指導に関すること

給食センター

事務主任兼運転手
久保

- ・給食センターに関すること

総務係

係長（兼）釜野
主査 印南
主任 万年

- ・教育委員会会議に関すること
- ・教育委員会規則に関すること
- ・教職員に関すること
- ・スクールバスに関すること

羊蹄ふるさと館

館長 三木

- ・羊蹄ふるさと館に関すること

※写真：後列左から、万年、小寺、橋本、久保
中列左から、渡辺、筒井、印南
前列左から、釜野、藤澤教育長、三木



ほくほく抽選会を実施しました



12月1日、2年連続で中止となったほくほく祭りに代わり、村を元気づけるイベントをと、全世帯を対象とした「ほくほく抽選会」を実施しました。抽選会の模様は動画配信サイトで生配信し、上位当選者を発表しました。

抽選会の最後に岩原村長は「クリスマスシーズンに少しでも明るい気持ちになり、年越しをしていただけたら」とあいさつし、特賞の4K大型テレビ（1本）、1等の電動自転車（1本）、2等マツカリーナのペアお食事券（2本）は、後日岩原村長から当選者に贈られました。



1等 池田忠弘さん



2等 田中純子さん



2等 浪内淳子さん

※許可いただいた方の名前及び写真を掲載しております。

まっかりカーボンニュートラル通信 vol. 1 ～カーボンニュートラルってなあに？



2020年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス※の「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。

カーボンニュートラルの達成のためには、温室効果ガスの排出量の削減と吸収作用の保全及び強化をする必要があります。地球規模の課題である気候変動問題の解決に向けて、2015年にパリ協定が採択され、世界共通の長期目標として、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること（2℃目標）」、「今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡を達成すること」等を合意しました。

この実現に向けて、世界が取組を進めており、120以上の国と地域が「2050年カーボンニュートラル」という目標を掲げているところです。自治体等が住民や事業者と意識を共有し、三位一体の取組が求められていることから、このコーナーで引き続き情報を発信していきます。

※温室効果ガスとは

主に二酸化炭素（CO₂）を指します。CO₂以外にごみの埋立処分場などから発生するメタンガス（CH₄）や窒素肥料の使用などによって発生する一酸化二窒素（N₂O）などがありますが、排出量を計算する際には、CO₂に換算します。





11 / 6 ありがとうございます



地域貢献活動の一環として、北海道ロードサービス株式会社様に、村道の清掃を無償で行っていただきました。落ち葉や土が落ちていた村道は、清掃によってきれいになり、感謝の意を込め、後日、岩原村長より感謝状が贈られました。



11 / 10 いつまでもお元気で



コロナ禍で開催が危ぶまれた敬老会でしたが、今年は式典のみの形式で開催し、100名以上の出席がありました。

喜寿・米寿を迎えた方に御祝金を贈呈し、参加者の皆さんにはお弁当をお渡ししました。

来年はカラオケや舞踊などを鑑賞しながら、皆さんで会食ができますように。



11 / 25 浦安の舞について学びました



村内の小学4年生が、郷土学習で村の無形文化財「浦安の舞」について学びました。

舞姫を務める真狩高生が舞を披露したあと、小学生から「練習の日にちはどのくらいですか」など次々と質問がありました。

扇や神楽鈴に触らせてもらったり、くじ引きで選ばれた子が衣装を試着するなど、子どもたちが楽しみながら伝統芸能に触れる機会となりました。



11 / 25 読書まつり大盛況



第40回読書まつりが開催され、体験コーナーのエコバックづくり、おはなしポテトさんによる読み聞かせ劇場、本のアルバム達成者表彰式などを行いました。また、特別ゲストとして北海道日本ハムファイターズのマスコットB☆Bが来場。ピアノ演奏のほか「B☆Bぬり絵コンテスト」ではB☆Bから入賞者に豪華賞品が贈られ、会場は子どもも大人も大いに盛り上がりました。

QRコードのある記事は、ブログでも紹介しています



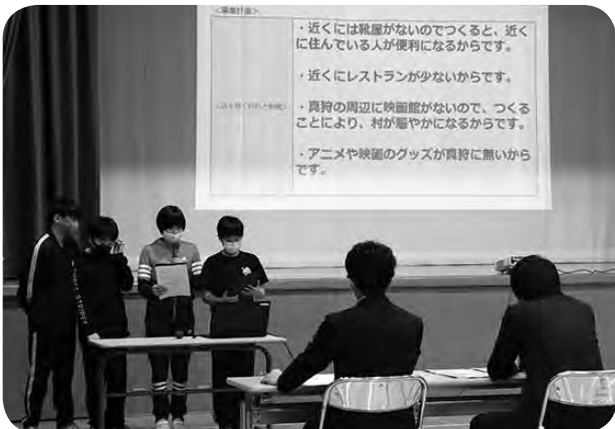
11 / 29 一日防災学校



中学校で一日防災学校が実施されました。学校の授業の中に防災の要素を取り入れ、生徒が防災知識を学び災害時の「生きる力」を育む取組です。

午前中は役場総務課による防災講話のあと、段ボールベッドを組み立てるなど防災学習をしました。

午後からは消防による避難訓練と救命講習が行われ、生徒たちがAEDを使った応急処置を学びました。



12 / 1 ベンチャーキッズ



今年も、商工会青年部が真狩小6年生を対象とした「ベンチャーキッズ支援事業」を実施しました。お店を開く起業体験を通して独創性や行動力・自立心を身につけていくプログラムです。

3班に分かれ、これまでの授業で作成した事業計画を発表。飲食店や映画館のある複合施設、ゲームセンター、子育て支援センターとお弁当屋さんが合体した施設など、大人も興味深い内容ばかりでした。



12 / 2 御保内小でもちつき会

御保内小の児童たちが田植えから稲刈りまで行い、収穫したもち米を使ってもちつき会が行われました。保護者のほか、地域の保育所園児も招かれた会場には「よいしょ！」の掛け声が響きわたり、楽しくもちつきをしました。

つきたてのおもちは、児童がおもちやさんを開き、振る舞われました。特別出店の「お父さんのお店」によるお雑煮も好評でした。



12 / 10 真狩高校が選定されました

真狩高校が北海道地区の「ディスカバー農山漁村(むら)の宝」に選定され、選定証が授与されました。

これは、農林水産省が「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」の実現に向け優良な事例を選定しているもので、真狩高校は野菜スイーツの開発から販売まで行い数々のコンテストで入賞していることや、小学生と連携した「大豆100粒運動」の取組が高く評価されたものです。



12 / 13 竹内義則さんに「旭日単光章」の叙勲授与

竹内義則さん（字社）が高齢者叙勲「旭日単光章」を授与され、この度伝達されました。

竹内さんは平成3年5月から、3期12年間村議会議員を務められ、村国保運営委員として地域医療の確立に尽力されたほか、観光拠点施設の整備促進など、多方面にわたりご尽力いただきました。



12 / 14 田中大誇さん全国大会へ！

真狩小6年の田中大誇^{ともか}さんが、12月26日から福島県郡山市で開催される「第30回全国小学生バドミントン選手権大会」に出場を決め、村長へ報告に訪れました。3回目の出場となる全国大会は、個人戦シングルスと小樽チームとして男子団体戦の2種目に出場。

田中さんは「全国大会が初めてのメンバーもいるので自分が引っ張り、一致団結して挑みたい。」と意気込みを語ってくれました。活躍を期待しています。



11 / 17 ~ 19 まっかり給食週間

今年も、真狩産の食材や加工品をたっぷり使用した「まっかり給食週間」を実施しました。

真狩産の野菜はもちろん、プーランジェリージンさんのパン、印南ファームさんのハーブ豚、マッカーリーナさんのデザート、湧水の里さんのお豆腐など、生産者、村内各店舗の皆さまのご協力のおかげで、今年も充実した給食週間となりました。



17日



18日



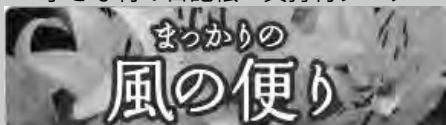
19日



ブログでは、日にちごとのメニューや生産者の方を詳しく紹介しています。ぜひご覧ください。

村の話題を毎日お伝えします！

小さな村の日記帳・真狩村ブログ



防災無線の放送内容など暮らしの情報

真狩村 Facebook ページ

真狩村ホームページ
(<https://www.vill.makkari.lg.jp/>)
から、クリックして
ご覧ください。



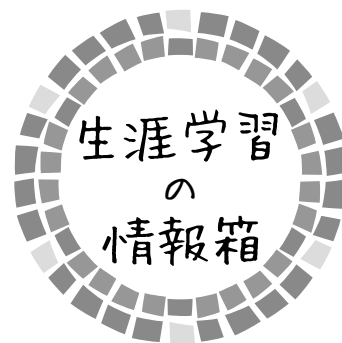
公民館講座「山本文子さん講演会」を開催しました

11月21日に教育委員会主催（後援：なみうち助産院、真狩村子どもたちの読書活動推進委員会）による公民館講座～山本文子さん講演会「いのちってあったかい」を公民館大ホールにて開催しました。

山本文子さんは50年余りのいのちの現場で働く助産師経験を活かし、「いのちってあったかい」、「性は心が生きること」をテーマに性といのちの大切さを伝える講演会を全国各地で行うなど、精力的に活躍されています。

今回の講演会は、なみうち助産院の浪内院長の紹介で実現しました。村内外から約100名の方に来場していただき、「性教育はいのちの教育」、「性は人類にとってとても大切なもの」、「子どもたちに性を正しく伝えるのは私たち大人の責任」と力強く、時にはやさしく、時には楽しく語っていただきました。心温まるお話をたくさんの方々に聞いていただき、充実した講演会となりました。

また、真狩村子どもたちの読書活動推進委員会のご支援により、フリーマーケット収益金を活用し、翌日の22日には真狩中学校にて中学生を対象とした講演も実施しました。



お問い合わせは教育委員会へ
TEL45-3336, FAX45-3338



真狩村体力テスト実施！

12月7日（火）に教育委員会主催による体力テストを高校体育館にて実施し、36名が参加してくれました。

握力、上体起こし、長座体前屈など6種目を行い、測定結果を全国平均との比較によって、自分の体力や運動能力の現状がどの程度なのかチェックしていました。



【令和3年度芸能発表大会の中止について】

「令和3年度真狩村芸能発表大会」の開催につきまして、主催である真狩村文化団体協議会の役員会で協議した結果、新型コロナウイルス感染症は未だに終息しておらず、さらに新たな変異株の発生もあり、しばらくの間、動向を見極める必要もあることから、今年度も中止とします。

【年末年始 休館及び休止のお知らせ】

《真狩村公民館》 12月31日（金）～1月5日（水）
《高校体育館一般開放》 1月1日（土）

図書館の新しい本



「むかしむかしあるところに
やっぱり死体がありました」

青柳碧人

2019年4月に刊行されるやいなや瞬く間にベストセラーとなった『むかしむかしあるところに、死体がありました』の続編が誕生。今回収録されたのは、「かぐや姫」「おむすびころりん」「わらしべ長者」など5編。果たしてこれらの昔ばなしがどんなミステリになったのか。

「パンどろぼうと

なぞのフランスパン」

柴田ケイコ

パンどろぼう、それは世界中のおいしいパンを探しもとめる大どろぼう。パン屋のおじさんにさとされて、りっぱなパン職人になりました。

ところが、森のパン屋にしのおびよる、ながーい影が…？パンどろぼう最大のピンチ到来？!



詳しくは、公民館図書室にある
新着本リストをご覧ください！

◆◆◆ 文芸 ◆◆◆

「ペッパーズゴースト」 伊坂幸太郎
「ミカエルの鼓動」 柚月裕子
「夜が明ける」 西加奈子
「闇祓」 辻村深月
「ボーダーライト」 今野敏
「幻の旗の下に」 堂場瞬一
「むき出し」 兼近大樹

◆◆◆ 絵本・児童書 ◆◆◆

「台風のサバイバル」 洪在徹【文】/鄭俊圭【絵】
「ゲーチョキパーのうた」趙博【文】/長谷川義文【絵】
「ひよこは にげます」 五味太郎
ポリポリ村のみんなしゅしゅぎ
蒔田純【文】/おかやまたかとし【絵】
「ノラネコぐんだんラーメンやさん」 工藤ノリコ
「昆虫最強王図鑑」
篠原かをり【監修】/児玉智則【イラスト】
「モンスター・ホテルでおばけやしき」
柏葉幸子【作】/高畠純【絵】

◆◆◆ その他 ◆◆◆

「カレンの台所」 滝沢カレン
「会社がなくなる！」 丹羽宇一郎
「夢をもたない生き方」 米田明弘

公民館図書室だより



■開館 火～金曜日
午前9時～午後9時
土・日曜日・祝日
午前9時30分
～午後6時

■貸出 1人10冊、14日間
※図書室に係が不在時は、教育委員会事務局へお越しください。

新年明けましておめでとうございます。昨年は読書活動推進委員会と読書まつりやミニイベントを開催したり、各学校への本の貸し出し、除籍本の無償提供など、コロナ禍で制約がある中でも活動することが出来ました。ご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。今年もイベントへの参加や公民館図書室のご利用をお待ちしています。



おすすめの本

「あつあつを
召し上がれ」

小川 糸



「食べること」それは私たちが生きていく上で最も必要なこと。そして、それは私たちの一番の楽しみでもあります。

この本は、7つの短編集で、食と併せて幸せ溢れる物語だったり、切ない展開をみせる物語だったり…。

作者の「小川糸」さんは、食の表現に独特な、且つ素晴らしい印象があります。

冬の厳しい環境に暮らす私たち、温かい食事を摂ってこの「あつあつを召し上がれ」を読んで、幸せを感じてみては如何でしょうか。



新型コロナワクチンの3回目接種が始まります

新型コロナワクチン接種後、時間経過とともにワクチンの有効性が低下することが報告されています。このことから、国から新型コロナワクチンの追加（3回目）接種の方針が示されました。国の方針に基づき、村において1月下旬から接種できるよう準備をすすめています。

- 対象者：2回目接種完了から、原則8か月以上経過した18歳以上の村民
 - 接種回数：1回
 - 使用するワクチン：1・2回目に用いたワクチンの種類に関わらず、mRNAワクチン（ファイザーまたは武田/モデルナ社ワクチン）
- ▶対象者の方には、接種時期に合わせて、順次接種日等をご案内します。
▶ご案内の際に、接種当日に必ず必要な『接種券付予診票』と『予防接種済証』をお送りします。
▶国の動向等により、内容が変更となる場合があります。

ご確認ください

3回目接種にあたり
手続きが必要な方



- ①真狩村以外の市区町村が発行した接種券を用いて、2回の接種を受け、その後村に転入された方
- ②職域や学校等で接種券を使わずに、1・2回目の接種をした方
- ③海外で1・2回目の接種をした方
- ④2回目接種後、8か月が経過しているが、3回目の接種券が届かない方



以前に新型コロナワクチンのお知らせがきていた方の中で、1・2回目の接種をされていなかった場合も、これから接種を希望される村民の方は、村で1・2回目から接種が可能ですので、ご連絡ください。



マイナンバーカードで新型コロナワクチン接種証明書（電子版）が取得できます



- ✓新型コロナワクチン接種証明書（電子版）は、マイナンバーカードを読み取れるスマートフォン上で専用アプリから申請・取得し、表示可能となります。
- ✓接種証明書（電子版）の申請は、マイナンバーカードが必要です。
- ✓マイナンバーカードは、申請から交付の準備ができるまで、概ね1ヵ月かかります。お早めに申請・受け取りいただくようお願いします



子宮がん検診の日程変更のお知らせ

例年4月に実施していた子宮がん検診を、3月に変更します。
令和4年4月に受診を予定していた方（令和2年4月に受診した方）は、「令和4年3月」の検診にお申し込みください。
1月に取りまとめを行いますので、お間違えの無いようご注意ください。

お問合せ

住民課保健係 ☎ 0136-45-3612



◆時間
 月～金曜日（年末年始、祝日を除く）
 ・あそびのひろば 午前10時～午後4時
 ・子育て相談 午前8時45分～午後5時30分
 ◆場所 真狩村字真狩 49-1
 ◆連絡先 TEL45-2181 FAX45-3528
 e-mail sien_yuyu@vill.makkari.lg.jp

子育て支援センターゆうゆうの様子

11月2日（火）に保健福祉センターで、子育て講座を開催しました。講座終了後には肩が軽くなった、体がほぐれた、子どもも楽しそうだったなどの感想が聞かれました。
 親も子どもも楽しいひとときになったようです。



ゆうゆうのLINE公式アカウント
 お友達登録をお願いします♪

◆ これからの予定 ◆

子育て講座
 「今日の楽しい時間
 ～絵本・おもちゃとの過ごし方～」

日時：1月20日（木）午前10時～
 場所：真狩村公民館2F会議室
 講師：札幌第一こどもの友社 藤田春義氏

「噛む力と飲み込む力を育てる」

日時：2月17日（木）午前10時～
 場所：真狩村保健福祉センター
 講師：なみうち助産院 浪内淳子氏

※お申込・お問合せは、
 ゆうゆう（☎0136-45-2181）まで



子育てメモ 「支援センターを紹介します」

支援センターの内観を紹介します。
 いろいろなおもちゃがありますよ。

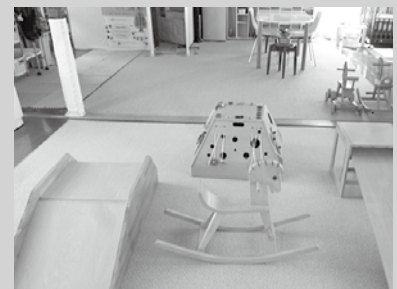
積み木・おままごとコーナー



粘土やカルタなど、テーブルでおこなう遊び



滑り台やゆれる木馬など、体を動かせるものもあります





年末年始の火災予防について

今年も残すところあとわずかとなり、これから迎える年末・年始は休日が多く、家を留守にする機会が多くなります。

無火災で年末・年始を迎えるためにも以下の点に注意しましょう。

- ①ストーブの周囲に燃えやすい物を置かないようにしましょう
- ②薪ストーブは煙突清掃を必ず実施しましょう
- ③子どもの火遊びに注意しましょう
- ④仏壇や神棚のローソクはその都度火を消しましょう。
- ⑤大掃除の際は住宅用火災警報器の清掃・点検を行いましょう。



音声による通話が困難な方へ～ NET119 緊急通報システム利用のご案内

羊蹄山ろく消防組合では、令和4年1月1日から NET119 緊急通報システムを運用しています。音声による119番通報が困難な方が、スマートフォンなどによりインターネットを利用して、円滑に消防へ119番通報を行うことができる新しいサービスです。登録料・利用料金などはかからず無料で利用することができます。（※接続に必要な通信料は利用者の負担となります。）

画面上で119番通報ができます



☆ GPS を利用し、自宅や外出先から119番通報ができます。

☆ 消防指令センターとチャットで消防車・救急車の要請ができます。

☆ 音声読み上げ機能で119番通報を依頼できます。

■ 利用対象者は、聴覚・言語機能に障がいがあるなど、音声による119番通報が困難な方で、当組合が管轄する地域に在住、在勤又は在学している方です。

■ 羊蹄山ろく消防組合で利用・登録を受け付けております。

※ 詳細は羊蹄山ろく消防組合ホームページ、または消防署・各支署、役場福祉担当にお問合せください。

お問合せ 羊蹄山ろく消防組合真狩支署 ☎ 0136-45-2319



自衛官を募集します



募集項目		受験資格	受付期間	試験期日
自衛官候補生（第7回）	男子	採用予定月の1日現在 18歳以上33歳未満の者	1月1日～	2月20日
	女子		2月10日	2月21日

※状況により試験日の変更の可能性があります。詳しくは、下記の連絡先までお問い合わせください。

閩倶知安地域事務所 ☎ 0136-23-3540

お知らせ

詳しくは関係機関に
お問い合わせください

自動車税種別割の住所変更を お忘れなく

自動車税種別割は、4月1日現在の登録に基づいて課税される税金です。引越して住所が変わったときなどは、運輸支局で変更登録をして下さい。

次の場合は運輸支局で登録手続きが必要です。

- ・住所が変わった(変更登録)
- ・自動車を売買した(移転登録)
- ・自動車を使用しなくなった(抹消登録)

令和4年度の自動車税種別割納税通知書を確実にお届けするために、3月中旬に手続きをお願いします。

〒011-746-1190
 円札幌道税務所自動車税部

手紙を守るための ルールがあります

手紙やはがきなどの信書は、原則として日本郵便株式会社及び信書便事業者だけが

取り扱うことができると定められています。(※宅配便やメール便では、原則として信取り扱うことができますと定められています。)(※宅配便やメール便では、原則として信書の送付はできません。)

詳細については、「総務省情報流通行政局郵政行政部」

<https://www.soumu.go.jp/yusei/index.html>

円総務省情報流通行政局郵政行政部郵便課

〒03-5253-5975

冬の大地震に備えて

冬の大きな地震では、強い揺れや津波による被害に加え、雪や寒さによる二次災害も予想されます。以下に注意して日頃から備えておきましょう。

①雪に対する備え

地震で強く揺れた時、屋根に雪が多く積もっていると落雪や家屋倒壊の恐れがあります。

す。落雪に巻き込まれたり、避難路がふさがったりするので、そのような場所には普段から注意しておきましょう。

また、山沿いや傾斜地の雪崩危険箇所を市町村ホームページなどで確認しましょう。

雪道や凍結路は歩きづらいう上、降雪時は移動しにくくなります。冬場も安全・確実に通れる避難路を見つけておくことが大切です。

②火災に対する備え

冬季は暖房器具を使うため地震時の火災リスクが高まります。暖房器具のそばには燃えやすいものを置かず、停電時に避難する際はブレーカーを落として、通電後の火災を防ぎましょう。

③寒さへの備え

地震で電気やガスが止まると暖房器具が使えなくなるのとがあるため、ポータブルの暖房器具があると安心です。また、避難する時のために、防寒着や防寒靴、毛布、カイロなどをあらかじめ用意しておきましょう。

円札幌管区気象台地震火山課
 〒011-6111-6125

まちの事件簿

～地域安全ニュース～

交通事故

- ・11月13日、駐車場内において、車両同士の接触事故が発生しました。
- ・11月24日、道道において、車両と鹿との衝突事故が発生しました。

11月末交通事故発生状況

区分	年別	3年	2年
人身		2件	1件
物損		52件	39件
死者		0名	0名



真狩村防犯協会・倶知安警察署



年末年始の救急当番病院

令和3年12月30日(木)

～令和4年1月3日(月)

医療機関：JA厚生連倶知安厚生病院

受付時間：午前9時から午後5時

(緊急は24時間)

診察内容：通常の日当直体制のほか小児科・整形外科が下記の対応となります。

※小児科：小児科専門医師(24時間)

※整形外科：整形外科専門医師(24時間)

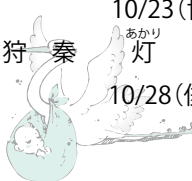


※他緊急時：専門科医師オンコール体制

<救急当番病院について>

「救急当番病院」は、突発的な症状で緊急処置が必要な患者さんの受診窓口です。

軽い症状の際は、通常の診療時間内にかかりつけ医などの医療機関を受診しましょう。

人の動き

<p>こんにちはよろしく</p> <p>光 印南 凧紗 10/23(博光)</p> <p>真 狩 奏 灯 10/28(俊介)</p> 	<p>いつまでもお幸せに</p> 	<p>ご冥福をお祈りします</p> <p>共 明 近井 あい子 11/10 (97歳)</p> <p>真 狩 上田 太市 12/3 (98歳)</p> <p>共 明 大浦 進 12/8 (91歳)</p> <p>真 狩 今橋 茂樹 12/13 (100歳)</p> 	<p>世帯と人口 (12月20日現在) 前月末比</p> <p>世帯 9 3 9 戸(-6)</p> <p>人口 1, 9 4 3 人(-10)</p> <p>(男) 9 7 1 人(-9)</p> <p>(女) 9 7 2 人(-1)</p>
---	---	--	--

行政への苦情は行政相談委員へ
 行政とのパイプ役を務めておりますので、行政に対する苦情や要望、困っていることなどがございましたら、お気軽にご相談ください。
 真狩村行政相談委員 遠藤美也子
 真狩村字真狩 44 番地 37 (☎ 0136-45-2764)

ご利用ください
ようてい地域消費生活相談窓口
 相談専用電話 0136-44-1600
 平日 午前8時40分~午後5時15分
 悪徳商法や商品の安全性などのご相談に専門相談員が対応します。お気軽にご相談ください。(従来どおり役場総務課総務係でも相談できます。)

しりべし弁護士相談センター
 後志地域のみなさんの法律相談をお受けします

1月の相談日程
 5日(水)・12日(水)・19日(水)・26日(水)

2月の相談日程
 2日(水)・9日(水)・16日(水)

○事前予約制
 ○予約受付 平日午前10時~午後4時
 ○電話 0135(62)8373

「B☆Bとゆり姉さん」



広報まっかりでは、村内の四季や畑の様子などの日常を切り取った写真を募集しています。

【お問合せ・投稿】企画情報課企画情報係
 ☒ kikaku@vill.makkari.lg.jp

ふるさと文藝

背を丸め寝起きが寒いと通う身の
 トイレの神様いつつまでも
 池田 チセ

唐松の葉がみな散れば根雪にと
 昔の人の言い伝えあり
 大廣キヨノ

秋日和部屋一杯のこぼれ陽よ
 降り降り母の小さき背な
 池田 清美

障害者の手足に変わり「おりひめ」は
 希望を運ぶAIメイド
 筒井 淑子

頬撫でる霜月の風肌寒く
 一枚多い今朝の重ね着
 気田 シナ

50年の歴史たむは黙々と
 声にならない老い二人なり
 谷口安佐子

通過する車の後を嬉しげに
 落葉はじけるブレイクダンス
 仁司 雅子